

誰でも選挙に参加できるの？

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません。この名簿のことを「**選挙人名簿**」といいます。選挙人名簿は、すべての選挙に共通して使われます。

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日(他の市区町村からの転入者は転入届をした日)から引き続き3カ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている人です。

選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、12月(登録月)の原則1日に定期的に行われるほか、選挙が行われる際にも行われます。

また、選挙人名簿に登録されている人が、亡くなったり、転出日から4カ月を経過したりしたときなどは、その人は名簿から抹消されます。

このほか、「日本国民だけど海外に住んでいる」人は、在外選挙人名簿に登録すれば、国の選挙について、海外からも投票することができます。

《例えば、投票日が「12月31日の衆議院議員総選挙」の場合…》

選挙によって、公示日(または告示日)から投票日までの期間が異なります。一般的に、立候補した方が選挙区の各地域で選挙運動をできるよう、選挙区が広い選挙(県知事選挙や参議院議員選挙)は期間が長く、選挙区の狭い選挙(市の選挙)では期間が短くなっています。

名簿登録の基準となる日は、投票日ではなく「**基準日・登録日**」です。(年齢要件のみ投票日)

8.19	8.20	8.31	9.18	9.19		12.18	12.19	12.20	12.31
	4カ月が経過する 12.20まで投票可 (※1)			投票可 ○転入	投票不可(※2) ×転入	基準日・登録日	選挙公示日 3カ月	期日前投票開始	投票日
	△転出	投票可(※1) △転出	→ 3カ月						
投票不可	→ 4カ月								
×転出	→ 4カ月								

※1ただし、他の市区町村の選挙人名簿に登録された時は、投票できません。また、市の選挙の場合は市外に、県の選挙の場合は県外に転出すると投票できません。

※2転入前市町村の選挙人名簿に登録されていれば、転入前の市町村で投票することができます。

名簿への登録は3カ月目の日午前0時になればOK。抹消は4カ月目の日を経過した後に抹消されるよ！



「当選」ってどうやって決まるの？

選挙管理委員会によって選任された選挙長が選挙会を開き、開票の結果を確認するなどした上で当選人を決定します。また、無投票の場合も、選挙会での被選挙権の確認などを経て、当選人が決定されます。

※投票の場合、当選人となるためには一定数以上の得票(法定得票数)があることが必要です。

寄附行為は禁止されています！

政治家(候補者、候補となろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内にある者に対して寄附をすると処罰されます。

有権者が寄附を求めることもできません。



選挙キャラクター「めいすいくん」

中学校で行われる生徒会選挙

各中学校の生徒会でも「選挙」が行われています。無投票になる学校もあるようですが、立候補したり、選挙に携わったりすることで学べることもたくさんあります。

写真は、二本松第二中学校で行われた生徒会選挙の様子です。



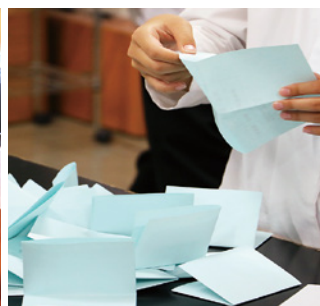
選挙管理委員会の皆さん



立候補者の考えを聞きます



投票用紙に記入し、投票します



全ての投票が終わり開票事務を行います

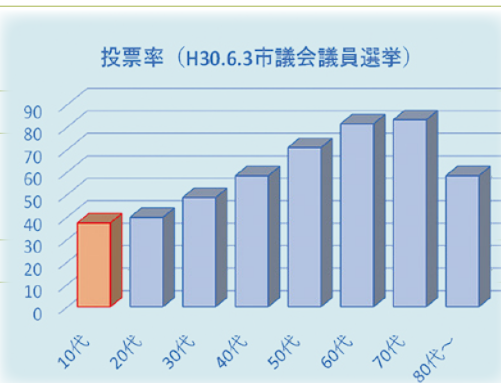
明日のために確かな選択

ひと足早く18歳に引き下げられた選挙権年齢。「選挙」について、少し詳しく見てみましょう。

選挙権年齢は、平成27年6月から18歳に引き下げられ、二本松市では平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙が18歳、19歳の市民が投票した初めての選挙になりました。

【選挙に関して定められている年齢】

権利	選挙の種類	年齢	その他の要件等	
選挙権	国	衆議院議員選挙	日本国民であること	
		参議院議員選挙		
	県	県知事選挙	18歳以上	日本国民であり、引き続き3カ月以上その区域の市区町村に住所のある者
		議会議員選挙		
	市	市長選挙	25歳以上	日本国民であり、引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者
		議会議員選挙		
被選挙権	国	衆議院議員選挙	25歳以上	日本国民であること
		参議院議員選挙	30歳以上	
	県	県知事選挙	30歳以上	日本国民であること
		議会議員選挙	25歳以上	日本国民であり、その県議会議員の選挙権を持っていること
	市	市長選挙	25歳以上	日本国民であること
		議会議員選挙		日本国民であり、その市議会議員の選挙権を持っていること



「選挙権」と「被選挙権」って？

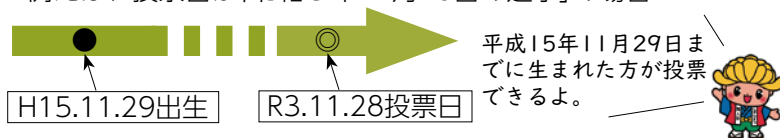
みんなの代表を選挙で選ぶことのできる権利、これが「**選挙権**」です。
ある年齢になると、今度は選挙に出てみんなの代表になる資格ができます。これが「**被選挙権**」です。
どちらも、私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた、大切な権利です。



「18歳」っていつから？

18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。
つまり18歳の誕生日の前の日です。

＜例えば、投票日が「令和3年11月28日の選挙」の場合…＞



今年行われる選挙は？

選挙の期日(投票日)は、市長や議員の任期満了日を基準に、その日の何日前から何日前までに行うか法律によって決められていて、その範囲の中で選挙管理委員会が決定します。

予定される選挙	時期(予定)
二本松市議会議員一般選挙	6月頃
参議院議員通常選挙	7月頃
福島県知事選挙	11月頃

どうやって投票するの？

選挙ごとに投票日が決定されます。無投票とならない限り、自宅に届く「**投票所入場券**」に記載されている日時・投票所で投票をすることができます。投票には、文字を記入できない方のため、「点字投票」や、投票管理者に定められた者が代わりに記入する「代理投票」といった制度もあります。

また、投票日の当日に投票所に行くことができない方のために「期日前投票」や「不在者投票」という制度があります。

※投票所入場券は、当日の投票所に入場するためのものです。忘れてたり紛失した方は、投票所で再発行が可能です。(この入場券は、期日前投票所用の入場券ではありません。)

※期日前投票の際には、宣誓書に必要事項を記入する必要がありますが、記入する宣誓書は、期日前投票所に備え付けの用紙でも、入場券の裏面でも、どちらでも差し支えありません。